

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 9月 9日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	タービン建屋空調給気処理室(外気取入側)内側扉において、ドアクローザーの破損(腐食によりアーム取付部破損)が認められたため、当該ドアクローザーを修理。 なお、扉の開閉状態には影響は無く、防火扉ではない。	GIII	
2	3号機	サービス建屋3階の食堂シンク排水配管において、配管の詰まりにより点検口より排水の溢れが認められたため、当該配管の点検・修理。	GIII	
3	1・2号廃棄物処理設備	低電導度廃液系ろ過器(A)出口弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁の点検・修理。	GIII	
4	その他	木戸川取水ポンプ制御室エアコンにおいて、動作不良(電源自動開放及びエアコンのエラーメッセージ表示)が認められたため、当該エアコンを点検・修理。	対象外	